

⑤被相続人の財産と債務の確認

この作業は非常に重要です。3ヶ月以内に徹底調査してください。なぜ3ヶ月かと言えば、相続の放棄ができる期限が原則3ヶ月と決まっているからです。仮にこの調査を怠り、相続手続きを進めてしまうと、大きな借金を背負う事にもなりかねません。債務の調査は特に徹底して行ってください。以下に調査方法をまとめましたので、参考に進めてみてください。借金が財産より大幅に多い場合には、相続の放棄手続（家庭裁判所にて）をする必要があります。

I 預貯金財産調査

故人の通帳・持ち物等を調査して、どこの金融機関に預金があるのか徹底調査する必要があります。金融機関が特定できたら、銀行から預金の残高証明をもらい確定。どこの金融機関に預金が隠れているか分かりません。故人が利用していそうな金融機関に、手当たり次第連絡する方が良いです。

預金の残高証明をもらうには①～⑥書類が必要となります。

- ①故人の戸籍・除籍謄本②故人との関係の分かる戸籍謄本③身分証明書
- ④実印⑤印鑑証明証⑥通帳

郵便貯金の場合、残高証明を出してもらうには①～③が必要です。

- ①故人との関係の分かる戸籍謄本等②身分証明書③印鑑

II 不動産

市町村役場にて、名寄帳を取ることで確認できます。

また、権利書等の書類も探し、登記簿謄本も取得する必要があります。

※ 名寄帳では、市町村内の不動産のみしか記載されていません

III 株式等有価証券

証券会社等に残高証明証を発行してもらってください。

IV 自動車

中古車屋等で鑑定依頼してください。

V 債務

故人の持ち物、故人宛の手紙・請求書・督促状で内容確認。通帳記載内容も良く調査すべきです。不動産登記簿も取り、抵当権の有無も必ず調査してください。また、個人信用情報機関で、債務の有無を調査してください。